

産業廃棄物収集運搬業の許可では 家庭からの廃棄物である不用品の回収はできません!

※家庭からの廃棄物は一般廃棄物であり、産業廃棄物ではありません。



**ダメ! 違法な
不用品回収
行わない! 利用しない!**

無許可業者にならないために

- 区市町村からの委託や許可を受けないで家庭からの廃棄物の処理を行う行為は廃棄物処理法に違反します（区市町村からの委託等がなければ、産業廃棄物の許可や事業系一般廃棄物の許可があっても家庭からの廃棄物を処理することは出来ません。）。

無許可業者を利用しないために

- 家庭からの廃棄物の処理は、区市町村によることが原則となっています。
- 一般家庭における遺品整理や引越し、ハウスクリーニングに伴い排出される粗大ごみ、廃家電などは一般廃棄物に該当します。処理に当たっては区市町村の指導に従ってください。

- ※処理料金に相当する金品を受領して不用品を回収する行為は廃棄物の処理に該当します。
- ※古物商の許可は中古品などの売買を行うための許可です。廃棄物である物を取り扱うことはできません。
- ※無償で引き取った物であっても、廃棄物としての物的性状等を有するものは廃棄物に該当します。また、他の物と抱合せで買い取るなど有価物を偽装したものも同様です。
- ※不要となった家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機は、中古品として再使用されるもの以外、廃棄物として取り扱い、家電リサイクル法・廃棄物処理法に基づく処理が必要になります。
- ※廃棄物の処理とは、運搬車両への積み込み、運搬（積替えを含む）、処分（再生することを含む）する行為がこれに当たります。